

沖ト協発第133号
平成29年10月31日

会員各位

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会長 佐次田 朗
(公 印 省 略)

運賃・料金の収受ルールが変更となります

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標準貨物自動車運送約款等改正に伴い、運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を明記し、「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備することとなりました。本改正に伴い、内閣府沖縄総合事務局運輸部長、陸上交通課長及び当協会会長、専務理事、業務課長により荷主団体（下記3団体）へ協力要請を実施し、荷主に対し、適正な料金収受について理解が得られるよう広く周知することとなりました。

つきましては、別紙1の通り国土交通省より本改正に伴い作成された基本様式を添付しておりますので、料金を明確化し、書面化することにより、安全・安心・適切な運行の確保、ドライバー不足への対応等にご活用頂ければと存じます。

※別紙1につきましては当協会ホームページへも掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用下さい。

協力要請先（荷主団体）

- ・ 那覇商工会議所
- ・ 沖縄県商工会連合会
- ・ (一社) 沖縄県経営者協会

敬具

<本件に対する問合せ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課
098-863-0280

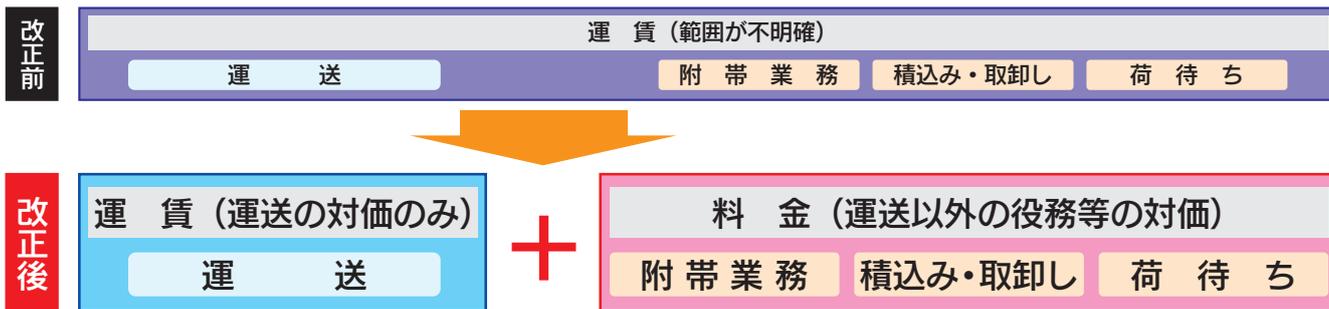
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
098-866-1836 (直通)

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ちの対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ちが発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。